

令和6年清瀬市議会第3回定例会

市長提出議案

議案番号	議案名等	概要	議決日 結果
議案 第50号	令和5年度清瀬市一般会計歳入歳出決算	地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、決算を議会の認定に付すものです。 1 歳入総額 38,217,840千円 2 歳出総額 36,109,097千円 3 歳入歳出差引額 2,108,743千円 所管課 財政課	9月26日 認定
議案 第51号	令和5年度清瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づき、決算を議会の認定に付すものです。 1 歳入総額 7,948,171千円 2 歳出総額 7,828,437千円 3 歳入歳出差引額 119,734千円 所管課 保険年金課	9月26日 認定
議案 第52号	令和5年度清瀬市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算	令和5年度会計に利益剰余金が生じたため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項に基づき剰余金処分に議決を得ると共に、同法第30条第4項に基づき決算を議会の認定に付すものです。 1 収益的収支 収入 1,147,945千円 支出 1,144,374千円 2 資本的収支 収入 697,924千円 支出 983,213千円 所管課 下水道課	9月26日 原案可決 及び 認定
議案 第53号	令和5年度清瀬市駐車場事業特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づき、決算を議会の認定に付すものです。	9月26日 認定

		1 歳 入 総 額 75,917千円 2 歳 出 総 額 67,322千円 3 歳入歳出差引額 8,595千円 所管課 道路交通課	
議 案 第 5 4 号	令和5年度清瀬市介護保険特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づき、決算を議会の認定に付すものです。 1 歳 入 総 額 7,780,564千円 2 歳 出 総 額 7,383,234千円 3 歳入歳出差引額 397,330千円 所管課 介護保険課	9月26日 認 定
議 案 第 5 5 号	令和5年度清瀬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づき、決算を議会の認定に付すものです。 1 歳 入 総 額 2,291,973千円 2 歳 出 総 額 2,276,252千円 3 歳入歳出差引額 15,721千円 所管課 保険年金課	9月26日 認 定
議 案 第 5 6 号	令和6年度清瀬市一般会計補正予算（第3号）	この補正予算は、6月補正で成立した、令和6年度の住民税が新たに非課税又は均等割のみの課税となった世帯を対象とした給付金事業及び定額減税しきれないと見込まれる方への補足給付（調整給付金）事業について給付額の増加が見込まれるため増額補正をするものです。 主な内容 1 予算総額 （1）現予算総額 35,489,282千円 （2）補正予算額 158,800千円 （3）補正後予算総額 35,648,082千円 2 補正予算歳入額 158,800千円 （1）国庫支出金 158,380千円 （物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金） （2）繰入金 420千円	8月30日 可 決

		(財政調整基金繰入金)	
		3 補正予算歳出額 158,800千円	
		(1) 民生費 清瀬市調整給付金給付事業 11,989千円	
		(2) 民生費 清瀬市低所得者支援給付金給付事業 146,811千円	
		所管課 財政課	
議 案 第 57 号	令和6年度清瀬市一般会計補正予算 (第4号)	補正前の歳入歳出総額 35,648,082 千円 補正後の歳入歳出総額 37,670,229 千円 歳入総額 2,022,147 千円 主なもの 地方特例交付金 49,468 千円 地方交付税 276,673 千円 国庫支出金 44,701 千円 都支出金 97,088 千円 財産収入 ▲14,129 千円 寄附金 4,000 千円 繰入金 156,031 千円 繰越金 1,343,395 千円 諸収入 9,920 千円 市債 55,000 千円 歳出総額 2,022,147 千円 主なもの 総務費 1,026,488 千円 民生費 1,981 千円 土木費 63,658 千円 消防費 867 千円 教育費 57,492 千円 諸支出金 871,661 千円 所管課 財政課	9月26日 可 決
議 案 第 58 号	令和6年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	補正前の歳入歳出総額 8,036,000 千円 補正後の歳入歳出総額 8,154,736 千円 歳入総額 118,736 千円 主なもの 繰越金 118,736 円	9月26日 可 決

		歳出総額 118,736 千円 主なもの 諸支出金 118,736 千円 所管課 保険年金課	
議 案 第 59 号	令和 6 年度清瀬市駐車場事業特別 会計補正予算（第 1 号）	補正前の歳入歳出総額 73,000 千円 補正後の歳入歳出総額 80,596 千円 歳入総額 7,596 千円 主なもの 繰越金 7,596 千円 歳出総額 7,596 千円 主なもの 駐車場費 4,000 千円 予備費 1,000 千円 諸支出金 2,596 千円 所管課 道路交通課	9 月 26 日 可 決
議 案 第 60 号	令和 6 年度清瀬市介護保険特別会 計補正予算（第 1 号）	補正前の歳入歳出総額 7,502,000 千円 補正後の歳入歳出総額 7,904,751 千円 歳入総額 402,751 千円 主なもの 都支出金 10,540 千円 繰入金 881 千円 繰越金 391,330 千円 歳出総額 402,751 千円 主なもの 基金積立金 218,355 千円 諸支出金 184,396 千円 所管課 介護保険課	9 月 26 日 可 決
議 案 第 61 号	令和 6 年度清瀬市後期高齢者医療 特別会計補正予算（第 1 号）	補正前の歳入歳出総額 2,423,000 千円 補正後の歳入歳出総額 2,437,722 千円 歳入総額 14,722 千円 主なもの 繰越金 14,722 千円 歳出総額 14,722 千円 主なもの 諸支出金 14,722 千円	9 月 26 日 可 決

		所管課 保険年金課	
議 案 第 6 2 号	清瀬市立地域市民センター条例の一部を改正する条例	市民及び地域社会の文化、市民福祉の増進を図るため、児童館等複合施設及び中央公園の整備に伴い、児童館等複合施設内に梅園地域市民センターを新設するとともに、同じ地域にある松山地域市民センターを廃止及び現在閉鎖しているせせらぎの家の規定を削るために規定を整備する必要があることから条例の一部を改正するものです。	9月26日 可 決
		所管課 市民協働課	
議 案 第 6 3 号	清瀬市多世代交流施設設置条例の一部を改正する条例	子どもから高齢者といった多世代が交流し、地域福祉活動等の推進を図る拠点施設として、松山集会所を松山多世代交流施設に変更するため、条例の一部を改正するものです。 なお、この改正に伴いまして、清瀬市松山集会所条例の廃止を要することから、改正条例の附則において当該条例を廃止します。	9月26日 可 決
		所管課 市民協働課	
議 案 第 6 4 号	清瀬市立学童クラブ条例の一部を改正する条例	市立芝山小学童クラブの校舎外への移設に伴う施設規模の拡大により定員数を増員できることから、令和7年4月1日より芝山小学童クラブの定員数を変更するため、条例の一部を改正するものです。 改正内容 1 市立芝山小学童クラブの移設に伴う定員増 (1) 現行 清瀬市立芝山小第2学童クラブ(定員35名) 清瀬市立芝山小第3学童クラブ(定員30名) ↓ (2) 改正案 清瀬市立芝山小第2学童クラブ(定員40名) 清瀬市立芝山小第3学童クラブ(定員40名)	9月26日 可 決
		所管課 生涯学習スポーツ課	
議 案 第 6 5 号	清瀬市児童センター条例の一部を改正する条例	令和8年2月に開設を予定している清瀬市立南部児童館の名称及び位置等、児童館の設置に必要な規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。	9月26日 可 決

		所管課 生涯学習スポーツ課	
議 案 第 66 号	清瀬市国民健康保険条例の一部を 改正する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48 号）の施行により、マイナンバーカードと健康保険証（被保 険者証）を一体化することとされ、現行の健康保険証（被保 険者証）の発行は令和6年12月2日で廃止となることに伴い、 規定を整備する必要があることから、条例の一部を改正する ものです。 所管課 保険年金課	9月26日 可 決
議 案 第 67 号	清瀬市立公園条例の一部を改正す る条例	宅地開発行為によって公園の無償譲渡があったことから、 都市公園として指定します。又、中央公園の整備に伴い、新 たに有料施設として駐車場を整備するため条例の一部を改正 するものです。 都市公園の名称等 1 名称 清瀬市立竹丘中原児童遊園 2 位置 清瀬市竹丘三丁目1550番18 所管課 水と緑と公園課	9月26日 可 決
議 案 第 68 号	清瀬市道の路線の認定について	開発による無償譲渡受入れにより、新たに市道の路線を認 定するものです。 認定路線 1 清瀬市道3428号線 （野塩一丁目 明治薬科大学南側） 2 清瀬市道3429号線 （野塩一丁目 明治薬科大学南側） 3 清瀬市道4159号線 （竹丘三丁目 国立療養所多磨全生園南側） 所管課 道路交通課	9月26日 承 認
議 案 第 69 号	清瀬市消防団第3分団消防ポンプ 自動車CD-1購入取得契約	去る7月24日に清瀬市消防団第3分団消防ポンプ自動車C D-1購入取得の競争入札の開札において、落札者を選定しま した。 この動産の取得は予定価格が2千万円以上であり、企業と	9月26日 可 決

		正規に契約を締結するには地方自治法第96条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年清瀬町条例第3号）第3条の規定により議会の議決を必要とするため、議案を提案するものです。 主な内容 1 契約件名 清瀬市消防団第3分団消防ポンプ自動車CD-1の購入取得契約 2 契約金額 31,680千円 3 契約の相手方 東京都台東区浅草橋五丁目4番2号 ジーエムいちほら工業株式会社東京営業所 所管課 総務課、防災防犯課	
議 案 第 70 号	「(仮称) 花のある公園」公園整備 工事請負契約	市は、去る9月4日に執行した「(仮称) 花のある公園」公園整備工事の指名競争入札の開札において、落札企業を選定しました。 この工事は予定価格が1億5千万円以上であるため、落札企業と正規に契約を締結するには地方自治法第96条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年清瀬町条例第3号）第2条の規定により議会の議決を必要とするため、議案を提案するものです。 主な内容 1 契約件名 「(仮称) 花のある公園」公園整備工事請負契約 2 契約金額 金194,700千円 3 契約相手方 東京都清瀬市松山一丁目12番3号 有限会社今村組 代表取締役 澁谷 哲 4 施工等（概要） 市民から遺贈を受けた約1haの公園用地を「緑と水の拠点」として位置づける「柳瀬川回廊」に組み込み、四季折々の花が咲く公園として整備工事を施工します。 （1）施工場所 東京都清瀬市中里五丁目地内 （2）整備工事 公園トイレ新築工事、水飲場設置、ベンチ、パーゴラ、広場、駐車場、駐輪場、植栽等	9月26日 可 決

		(3) 解体工事 既存建屋の解体 所管課 総務課、水と緑と公園課	
議 案 第 7 1 号	令和6年度清瀬市一般会計補正予算(第5号)	市立小中学校の児童・生徒の給食費無償化に向け、保護者から徴収している給食費分を市が補助できるよう一般会計補正予算を編成するものです。 主な内容 1 予算総額 (1) 現予算総額 37,670,229千円 (2) 補正予算額 122,298千円 (3) 補正後予算総額 37,792,527千円 2 補正予算歳入額 122,298千円 (1) 都支出金 77,218千円 (市町村総合交付金及び給食費負担軽減事業補助金) (2) 繰入金 45,080千円 (財政調整基金繰入金) 3 補正予算歳出額 122,298千円 (1) 教育費 小学校給食事業 90,306千円 内 訳 ア 補助金 給食費 90,306千円 イ 小学校就学援助事業 ▲ 10,899千円 (給食費無償化に伴い、小学校給食事業で計上している支給対象者への補助金分を扶助費から減額) (2) 教育費 中学校給食事業 50,455千円 内 訳 ア 補助金 給食費 50,455千円 イ 中学校就学援助事業 ▲ 7,564千円 (給食費無償化に伴い、中学校給食事業で計上している支給対象者への補助金分を扶助費から減額) 所管課 財政課、教育企画課	9月26日 可 決